

## 令和5年度第1回収集運搬部会運営委員会議事録

日 時：令和5年7月21日(金)14:30～16:30

場 所：公益社団法人全国産業資源循環連合会会議室（ZOOMによるWEB開催）

出席者：古矢 満（部会長）、守田 功、神田敏、永井弘児、中川真治、塩川聖一

事務局：室石泰弘（専務理事）、日浦朋子（事業部長兼調査部長）、香川智紀（参与）

### 配布資料

議事次第

出欠表

資料1 収集運搬部会運営委員会での確認結果

参考資料1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について  
(2017年4月28日環境省報道発表資料)

参考資料2 永井委員提出資料

参考資料3 佐々木委員提出資料

参考資料4 様式第6号の2 第1面

参考資料5 様式第6号の2 第2面

参考資料6 様式第6号の2 第3面

参考資料7 様式第6号の2 第4面

参考資料8 様式第6号の2 第5面

参考資料9 様式第6号の2 第6面

参考資料10 様式第6号の2 第7面

参考資料11 様式第6号の2 第8面

参考資料12 様式第6号の2 第9面

参考資料13 様式第6号の2 第10面

参考資料14 自治体独自様式

参考資料15 処分業者指定WDS様式（永井委員、塩川委員提出資料）

参考資料16 収集運搬部会運営委員会でご確認、ご報告いただくこととなった事項

参考資料17 （特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可の申請等におけるレンタル車両の取扱いに  
関する調査結果報告（平成27年6月）収集運搬部会運営委員会  
（平成27年7月17日付、全産廃連発第92号にて正会員事務局長宛送付資料）

参考資料18 令和4年度第1回収集運搬部会運営委員会議事録

### 1. 開会

#### 2. 挨拶

##### (1) 連合会挨拶

室石専務理事が以下のとおり挨拶した。

前回の運営委員会では、過去の議論を整理した。今回は運営委員を対象として実施したアンケート結果に沿ってご議論を賜りたい。

##### (2) 部会長挨拶

古矢部会長が以下の通り挨拶した。

前回の運営委員会では、過去の議論をご検討いただき、その後、運営委員の皆様へ今後の検討テーマに関するアンケートをお願いした。九地協からは多数の回答をいただき感謝する。今回はそれらの結果についてご審議いただきたい。

### 3. 議事

#### (1) 収集運搬業の課題及び部会で検討すべきテーマ

資料1について項目毎に検討することとした。

##### 1) 収集運搬業許可申請書類及び添付書類の様式の統一について

事務局が参考資料16、資料1の1ページ、参考資料1～14を説明し、意見交換を行った。

その結果、収集運搬業更新申請時に事業内容等に変更がない場合には、更新時の添付書類を省略することについて、古矢部会長から法制度対策委員会に提案することとなった。

意見交換で出された意見は以下のとおり。

永井：各県に独自様式の提出書類があること、同じ様式であっても、例えば車両の写真の撮り方がまちまちであることなど細かい部分で異なっている部分がある。それらを統一できると良い。

古矢：参考資料1の102ページ以降が独自様式の例であるが、それ以外では大きな相違はないと思うが、様式について困っていることはあるか。

塩川：会員の中から業許可更新時に車両の写真と車検証の添付が省略できない自治体があると指摘されている。変更から10日以内に変更届を提出しなければならないにもかかわらず、更新時に変更がなかった場合にも書類一式を添付しなければならない。今年から車検証が2枚になったため所有する車両台数が多い企業ではコピーを取るのも大変である。変更届提出後、業許可更新時に変更がない場合には添付書類を省略できると良い。

古矢：全車両分の提出が必要なのか。

塩川：詳しいことは分からない。

中川：更新時にも駐車場の登記簿や印鑑証明など、変更時から変更がない書類も添付しなければならない。変更がない場合には更新時に添付する必要はないのではないかと。

守田：特に苦勞していることはない。

神田：最近、岐阜県と新潟県で更新手続きを行ったが、登記事項証明書や住民票の添付の要否などが異なっていた。新潟県からは、決算書に添付している株主名簿の添付を求められた。最近、株主を変更しているが変更届の提出を求められた。

古矢：様式自体は問題ないようだが、添付書類については各県様々のようである。今後、添付書類の統一について運営委員会で検討を進めていく必要性についてどのように考えるか。

塩川：困っていることを国に伝えるだけで良いのではないかと。

中川：全産連として一つにまとめるのは難しいのではないかと。

守田：統一されると良いと思うが、全産連としてまとめるのは難しいのではないかと。

永井：様式の統一については、可能であれば要望書を提出して欲しい。

神田：独自様式が認められているのかもしれないが、環境省のホームページから様式をダウンロードできるようになれば良いのではないかと。

室石：現在、環境省において廃棄物処理法の改正または特別立法の検討を進めている。当連合法制度対策委員会でも検討に着手した段階であり、国に要望を伝えるタイミングはあるだろう。様式は環境省令で定められているため、環境省としては既に法定様式は定めていると考えているだろう。現在は、機関委任事務ではなく自治事務となっているため、ある程度の裁量は自治体に委ねられている。様式が明らかに異なる場合には問題視できるが、資料を見ると明らかに違うといえるほどの違いではないと思う。できればとの前提で伝えることはできるのではないかと。

添付書類については、可能であれば業許可更新時に変更がない場合には省略を認めて欲しい

ということは、国に伝えることはできるのではないかと。収集運搬部会として要望するのか、法制度対策委員会に託すのか、など方法を検討する必要はあるが、今後の議論に活かしていくことはできるだろう。

事務局から、11 ページ【事務局補足】に関する現在の検討状況について以下のとおり報告した。

- ・ 検討会は既に終了しているが、検討会では、令和 6～7 年度にはサービスを開始するロードマップが示されていた。
- ・ ある程度の申請手続きは電子申請・届出等が認められる方向で検討が進められた。
- ・ 本日のご意見の一部については対応できるようになるのではないだろうか。
- ・ 当業界からも委員が出ており、委員を通じて書類の統一や提出書類を各行政で利用することについては意見として提出している。

## 2) 産業廃棄物情報の入手について

事務局が資料 1 の 2～9 ページを説明後、参考資料 15 を紹介し、意見交換を行った。

その結果、排出事業者責任という廃棄物処理法の規定(制度)は既にあり、問題とされているのは、そのような制度的な問題ではないと考えられるため、まずは地域の部会等において良い事例を共有するための活動を行い、業界全体のレベルアップを図っていくこととなった。

意見交換で出された意見は以下のとおり。

古矢：現場に設置しているコンテナに契約外廃棄物が混入していたため、荷卸しができなかった事例があった。

守田：特に液状物など性状が分からないものは先に情報提供を依頼している。管理会社が介在している場合、情報が正確ではないため、当社から事前に排出事業者まで確認に行くなど余計な作業が発生する事例が現在でもある。

永井：まれに排出事業者が自ら記入できない会社がある。そのような排出事業者に対して、各社で工夫している情報を共有できると良い。

塩川：長期間保存されていたものは全く情報がない。排出事業者の自社製品ではなく、他社から購入したものはWDSに記載するのは難しい。他社から購入するものはWDSの取得を義務化する必要があるのではないかと。

中川：液状物、汚泥などは排出事業者の情報やサンプルなどの情報提供を求めるべきであるが、それらは既に義務化されているはずである。当社の顧客は理解してくれている。意識の低い排出事業者への注意喚起を継続していく必要があるということではないかと。

神田：情報提供も重要であるが、リチウムイオン電池などの混入防止も重要であり、当社ではチラシを作成・配付して排出事業者に分別排出の徹底についての啓蒙に努めている。排出事業者も意識的に混入させているわけではないと思うので、責任追及までは難しいのではないかと考えている。

古矢：各社で工夫している事例を共有できると良いのではないかと。具体的な事例はあるか。

守田：過去の事例など作業履歴をデータベース化して利用している。

永井：情報提供してもらうことに苦労している。当社がヒアリングしてWDSに記入し、搬入先の処理業者に提供している。排出事業者責任を認識していない事業者もいるため、排出事業者責任の徹底を国に求めて欲しい。

塩川：顧客に対して強く伝えにくい側面もある。

室石：アンケート結果や本日のご意見を聞いた限りでは、良くない事例は比較的少ないと思われ、制度的な問題ではないと理解した。かつては排出事業者責任について国や経団連等も意識し

ていた。国だけでなく当業界内や排出事業者に対して継続的に、その必要性を訴えていく必要があるのかもしれない。

古矢：良い事例を業界内で共有し、業界全体として良い方向に向かっていけば良いのではないかと。

### 3) 生産性向上を目指すためのテーマ

事務局が資料1の10～11ページを説明後、参考資料17を紹介し、項目毎に意見交換を行った。その結果、次のとおりとなった。

#### a. 各種許可手続き

1) の検討結果のとおりとする。

#### b. 収集運搬車両許可の合理化

運営委員会では検討しないこととした。

#### c. レンタカーでの許可

運営委員会では検討しないこととした。

#### d. 車両の貸し借り

災害時など緊急時の対応を想定して、引き続き検討を進めることとした。

#### e. 働き方改革への対応

運営委員会では検討しないこととした。

#### f. その他

運営委員会では検討しないこととした。

各テーマに関する意見交換で出された意見は以下のとおり。

#### b. 収集運搬車両許可の合理化

古矢：九州地域協議会からの意見であるので説明願う。

塩川：九地協会員からの意見であるが、一般廃棄物に関する課題であるため意見は差し控えたい。

#### c. レンタカーでの許可

古矢：平成27年のアンケート調査実施時の検討では各地域で検討することとなっていたがそれで良いか。

永井：愛知県は、平成27年当時はレンタカーの登録可であったが、最近1～2年で、1年間継続して使用する保証がない場合には認めないと変更されたようである。

事務局：参考資料17では、愛知県は、登録できる条件として「継続して使用できる契約であっても、使用权原に制約がないこと。」と回答されている。基本的には同じ方針であるが、最近になって「継続して」の解釈について、1年という条件が定められたのかもしれない。

永井：担当者レベルで考え方が変わるのは困るが、1年以上という条件を示され始めたのは最近のことである。

中川：レンタカーでの許可取得については、前回の運営委員会で初めて知った。周辺の処理業者もレンタカーで事業を行っている事例は知らない。リース契約ではなくレンタカーで事業を行うことができるのか。当社では検討したこともなかった。

古矢：レンタル車両で許可を取得できない自治体でも許可を取得できるようにして欲しいという趣旨だと思うが、過去に収集運搬部会で検討した際には、この調査結果を踏まえて、許可を取得できる自治体が多いため検討は見送りとなったと聞いている。今回も見送りとして良いか。

神田：この件は前回の運営委員会まで意識していなかった。新車の納期まで2～4年を要する状況である。利用するためのルールを整理してはどうか。

永井：修理するためにも部品不足の影響で、2～3ヶ月の時間を要する場合がある。車両の準備ができない期間は1年には満たない。当社は保冷車を1台しか保有していないため、故障時に事業の継続が困難になり、再委託をしなければならない状況が生まれたため、レンタカーで申請を試みた。各社は故障時にどのような対応を取っているのか。

守田：当社では、故障しても事業継続が可能な体制を構築するために、複数台の車両を所有している。例えば、2台しか登録していない車両が2台とも故障した時は、レンタル車両を利用することは想定されるが、スケジュール調整で対応できると考えている。

中川：当社も複数台所有しているので困ることはない。レンタカーは利用したことはない。保冷車を借りるとのことだったが医療廃棄物を運ぶのだと思うが、レンタカー会社は医療廃棄物を運ぶために貸してくれるのか。

永井：使用用途は伝えないので貸してくれる。

塩川：九州地域ではレンタル車両を使用している事例が多い。レンタル車両とレンタカーは全くの別物である。当社でも、どうしても車両が不足する場合には、レンタカーをリース契約で借りることはある。

神田：車種毎に複数台の車両を所有しておりスペアは確保している。レンタル車両で許可を取得できることは知らなかった。

#### d. 車両の貸し借り

守田：貸し借りができるのは魅力的ではあるが、再委託という位置付けになると思うので、認める場合には責任の所在を明確にする必要がある。気持ち的には半々といったところである。

中川：責任の所在が課題である。借りて運搬した場合の収集運搬費の分配をどうするのか、顧客に割増料金を請求する事はできないだろう。顧客から見ると再委託と変わらないのではないか。ハードルは高いのではないか。

塩川：意見はない。

永井：貸し借りができるのであればレンタカーは不要である。愛知県は所有権を重視しているので県の考え方にもよるだろう。

神田：何かあった時の責任の所在が課題である。

古矢：災害時に自社車両で不足することも想定されるだろう。

室石：従業員がコロナに感染し、事業継続が危ぶまれた時期に再委託を認めて欲しいという要望はあったが、結局それは認められていない。①平常時、②準緊急時、③緊急時に分けて考える必要があるだろう。再委託のハードルを乗り越える優先順位としては③→②→①だろう。まずは緊急時にどのような対応を臨むのかということから検討してはどうか。

#### e. 働き方改革への対応

古矢：高速道路の制限速度の緩和は国において検討中であるため議論はしない。

運搬費の見直しについては、関東地域協議会において数年に一度の頻度で実態調査を行い、「建設廃棄物の委託処理をされる皆様へ」のパンフレットを作成して周知に務めている。調査結果は、建設物価等に掲載している。詳細は関東地域協議会事務局に確認して欲しい。

※東京協会パンフレットダウンロードページ (<https://tosankyo.or.jp/document>)

守田：近距離の運搬が多いため、影響がないわけではないが大きな課題にはなっていない。

中川：特殊物を小口で積み合わせて遠距離運搬しているので特段の課題はない。

塩川：運搬毎に毎回見積もりを提出する契約としているため問題はない。

永井：新規顧客は値上げしているが、既存顧客の値上げは困難な状況である。

神田：料金について業界団体が関与することは独占禁止法上問題となるため不可能であり、各社で対応するしかない。ドライバーを確保するためには収益を向上させることが必須であり、当社では値上げを認めてもらえない顧客に対しては、当社からお断りする覚悟を持って対応することを考えている。

古矢：各社で対応していただく以外にないため部会で検討しないこととする。

#### 4) その他のテーマ

事務局が資料1の12ページを説明し、意見交換を行い、以下のとおりとなった。

申請書類及び添付書類は、議事(1)の1)のとおりとする。

各地域ブロックによる意見交換等は、九州地域協議会以外では、各地域において情報共有や意見交換が行われていないため、部会長から、運営委員が中心となって、必要に応じて各地域における情報共有や意見交換を進めることを検討することを依頼した。

主な意見は以下のとおりであった。

守田：新型コロナウイルス対応などで再委託を検討できれば良い。

中川：特になし。

塩川：電子マニフェストへの関心が高まりつつある。

永井：汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物について、都道府県により廃棄物の種類が変わることがあるため統一して欲しい。

(事務局注：令和3年3月に環境省の「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」が改訂され、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去された工法によって、「石綿含有廃棄物である汚泥」に該当する場合があることが明記されました。特定の廃棄物について、廃棄物の種類の解釈に変更があったものであり、必要な手続の内容や時期は自治体ごとに違いが生じる可能性があります。)

神田：解体業者が解体材を保管していたところ不法投棄で摘発された事例がある。

古矢：再委託や石綿含有産業廃棄物の取扱いなどについて、各地域で協議する機会はあるか。まずは各地域で協議していただき、その結果を持ち寄っていただくことでいかがか。

塩川：今回指摘されている事項については、まだ地域で検討していない。

#### (3) その他

特になし。

#### 4. その他

特になし。

#### 5. 閉会

室石専務理事から以下の挨拶があり閉会した。

廃棄物処理法の改正のタイミングが近づいている時期でもあり、その機会を通じて国に業界の意見を伝えて参りたい。まずは本日の意見を整理したい。